

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

保険医療機関等の指定

保険医等の登録

中小企業退職金制度実態調査実施要領

保安林の指定の解除予定

土地収用法による土地の立入り

◇ 公 告 採石業務管理者試験の合格者

告 示

鳥取県告示第四百五十二号の二

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
湯村皮膚科医院	鳥取市湯所町二丁目一八三	昭和五十九年五月二十三日

鳥取県告示第四百五十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
山本医院	西伯郡名和町大字御来屋七七	昭和五十九年五月二日

鳥取県告示第四百五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	昭和五十九年五月二十二日
安陪内科医院	鳥取市吉方温泉三丁目八二一 ―二	昭和五十九年五月二十六日
辻谷 医院	米子市桃町三丁目一八―三	昭和五十九年五月二十三日
名島外科医院	倉吉市東岩倉町二二三六	昭和五十九年五月二十五日
北山内科クリニック	倉吉市東巖城町一八三	昭和五十九年五月十五日
立川眼科耳鼻咽喉科診療所	境港市湊町一五六	昭和五十九年五月二十八日
石田 医院	気高郡青谷町大字青谷三九三 六一―	昭和五十九年五月二十三日
中野 医院	東伯郡東伯町大字保五五―二	〃
富谷歯科医院	倉吉市河原町一九〇四	昭和五十九年五月十七日

有限会社増谷慶一郎薬局境港営業所

境港市中町五九

昭和五十九年五月十五日

野口歯科医院

米子市旗ヶ崎五四五―一八

昭和五十九年五月二十三日

湯村皮膚科医院

鳥取市湯所町二丁目一八三

〃

鳥取県告示第四百五十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池田 浩三	鳥業第五三七号	昭和五十九年四月二十四日
谷口 宗弘	鳥医第三、〇四二号	昭和五十九年四月二十七日

鳥取県告示第四百五十六号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、

中小企業退職金制度実態調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和五十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

中小企業退職金制度実態調査実施要領

一 調査の目的

この調査は、県内の中小企業の退職金制度の実態を把握し、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号。以下「法」という。）の規定による退職金共済制度（以下「共済制度」という。）への加入を促進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象

この調査は、共済制度に加入していない法第二条第一項に規定する中小企業者（常時雇用する従業員の数が十人以上のものに限る。）について、知事が別に定める方法によつて抽出した事業所を対象として行う。

三 調査事項

- 1 退職金制度の有無及び退職金の支給方法
- 2 支払準備の形態
- 3 退職一時金の算定方式及び受給資格
- 4 退職年金の受給資格、受給開始年齢及び受給期間
- 5 退職金制度の改定に関する事項
- 6 退職金の実支給額

7 共済制度への加入についての意向

四 調査方法

この調査は、調査票を調査の対象となる事業所に郵送して、記入させる方法で行う。

五 調査期間

昭和五十九年六月十五日から同年七月十五日まで

鳥取県告示第四百五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字沖の山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基つき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年六月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線米子線支持物変更工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

名和町大字富長、大字古御堂、大字押平及び大字茶畑地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十九年六月八日から昭和六十年五月三十一日まで

公 告

昭和59年6月5日に実施した第13回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和59年6月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

今田千徳	今田千徳	今田千徳	今田千徳	今田千徳
倉中馬持	倉中馬持	倉中馬持	倉中馬持	倉中馬持
幹鉄裕忠	幹鉄裕忠	幹鉄裕忠	幹鉄裕忠	幹鉄裕忠
男雄紀頼	男雄紀頼	男雄紀頼	男雄紀頼	男雄紀頼
岩谷森藤	岩谷森藤	岩谷森藤	岩谷森藤	岩谷森藤
見口信田	見口信田	見口信田	見口信田	見口信田
米洋博幸	米洋博幸	米洋博幸	米洋博幸	米洋博幸
眞洋典二	眞洋典二	眞洋典二	眞洋典二	眞洋典二
大河原村	大河原村	大河原村	大河原村	大河原村
山森宮遠	山森宮遠	山森宮遠	山森宮遠	山森宮遠
村尾下城	村尾下城	村尾下城	村尾下城	村尾下城
藤端	藤端	藤端	藤端	藤端
政弘裕	政弘裕	政弘裕	政弘裕	政弘裕
美司	美司	美司	美司	美司
美司	美司	美司	美司	美司
美司	美司	美司	美司	美司